

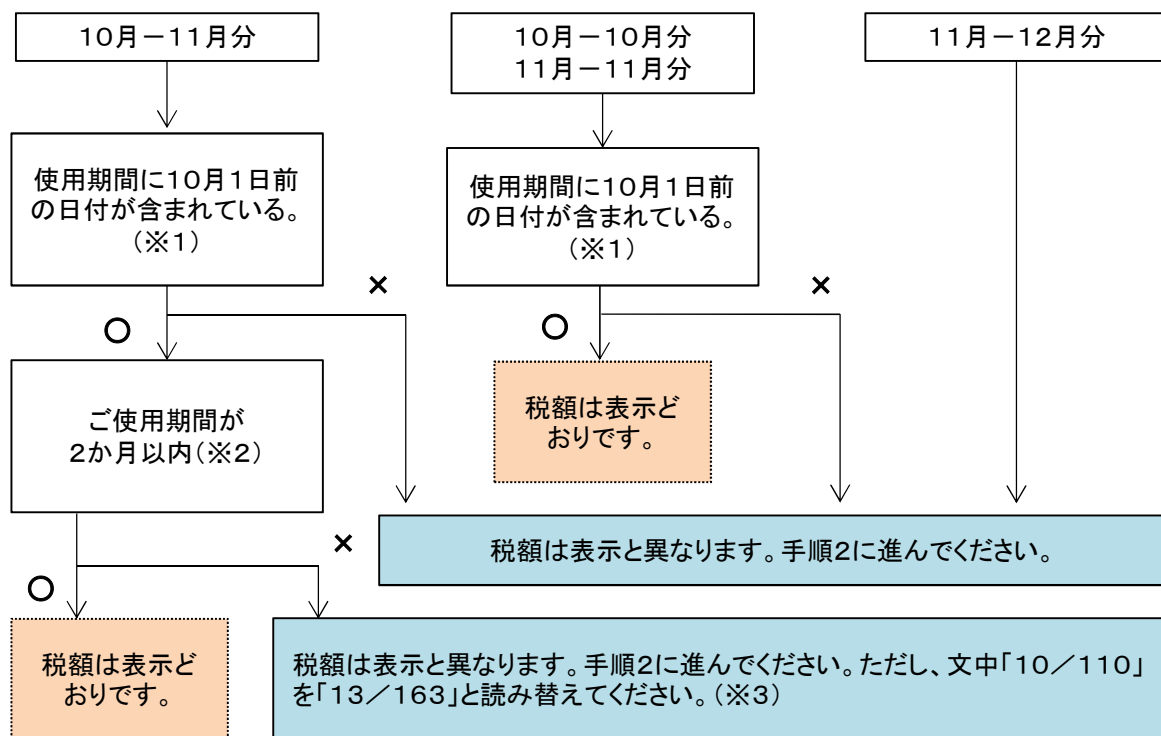
## 確定申告等で正しい税額が必要となるお客さまへのお知らせ

令和元年「10月－10月分」、「10月－11月分」、「11月－11月分」、「11月－12月分」につきまして、「水道ご使用量のお知らせ」(検針票)や領収書等の消費税等相当額が、税法上の金額と異なる場合があります。確定申告等で税額を使用する場合には、以下の手順で消費税等相当額を再計算していただきますようお願いいたします。

※消費税率の引き上げには経過措置が設けられており、上下水道料金もその対象となっています。以下の説明は、その経過措置に準じたものとなります。経過措置についての詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

注) 井戸水・工業用水などの水道以外の汚水を排出した場合の下水道使用料や工業用水道料金の消費税相当額については、お手数ですが、裏面担当課へお問い合わせください。

### 手順1 フローチャートで、税額が表示どおりか確認します。



※1 「水道ご使用量のお知らせ」や「上下水道料金精算のお知らせ」に記載されている「ご使用期間」をご覧ください。

※2 ご使用期間の計算例（10月15日～12月15日の場合）  
「10月15日～11月14日」が「1か月目」、「11月15日～12月14日」が「2か月目」となります。  
この場合は、「2か月と1日」となり、2か月以内とはなりません。

※3 経過措置により、税抜金額の3分の2を税率8%、3分の1を税率10%で計算することになるため、「13/163」となります。

## 手順2

## 正しい税額を計算します。

水道料金、下水道使用料のそれぞれのご請求金額(税込)に110分の10を乗じ、消費税等相当額を計算してください(1円未満の端数は切り捨てています)。

(計算例) 一般家庭用・口径13ミリで11-12月分のご使用量が30m<sup>3</sup>の場合

■水道料金 税込金額 3,127円(うち消費税等相当額257円)ですので、

$$3,127円 \times 10/110 = 284.3 \Rightarrow 284円が消費税等相当額となります。$$

■下水道使用料 税込金額 2,398円(うち消費税等相当額198円)ですので、

$$2,398円 \times 10/110 = 218 \Rightarrow 218円が消費税等相当額となります。$$

## お問い合わせ先

○営業時間: 月～金曜日(休日及び年末年始を除く)の8:45～17:15

※市外局番は「052」です。

営業所	担当区	電話 (FAX)	営業所	担当区	電話 (FAX)
千種営業所	千種区	722-8750 (722-8756)	港営業所	港区・南区	661-5226 (651-2269)
北営業所	北区	981-2556 (981-2558)	守山営業所	守山区	791-6311 (791-8590)
中村営業所	中村区 <small>清須市(春日地区を除く)、 あま市甚目寺地区、大治町</small>	483-1411 (483-1441)	緑営業所	緑区	621-6161 (621-6163)
中営業所	東区・中区	322-7760 (322-5075)	西サービス ステーション	西区 <small>北名古屋市久地野地区</small>	531-5336 (531-0483)
瑞穂営業所	昭和区・瑞穂区	841-7146 (842-0592)	名東サービス ステーション	名東区	703-1181 (703-5237)
中川営業所	熱田区・中川区	352-2511 (352-2514)	天白サービス ステーション	天白区	802-7361 (802-7363)

### ◎名古屋市外の下水道に関することは

お住まいの区域	担当	電話	FAX
清須市(春日地区を除く)	清須市上下水道課	(052)400-2911	(052)400-2963
北名古屋市久地野地区	北名古屋市下水道課	(0568)22-1111	(0568)23-3160
あま市甚目寺地区	あま市下水道課	(052)441-7116	(052)441-7137
大治町	大治町下水道課	(052)444-2711	(052)443-4468

### ◎下水道使用料(水道以外汚水)、工業用水道料金に関することは

お問い合わせ内容	担当課	電話	FAX
下水道使用料(水道以外汚水)	料金課利用促進係	972-3746	972-3676
工業用水道料金	施設管理課(工業用水担当)	269-9903	269-9394